

特記仕様書

- 件 名 道路維持作業用ダンプトラックの購入
- 数 量 1台
- 納 期 令和 4年 2月 28日
- 納入場所 市川市 道路交通部 道路安全課
(市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所第2庁舎)
- その他 自動車任意保険・自動車自賠責保険・重量税・自動車リサイクル料については、別途支出するので見積価格には含めないこと。
その他不明な点は、担当課職員及び契約課職員と協議し指示に従うものとする。
暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
この特記仕様書に定めのない事項については、物品供給契約書（「物品供給契約約款」を含む）に定めるとおりとする。

詳細は、別紙『令和3年度 道路維持作業用ダンプトラック 規格書』を参照。

令和3年度

道路維持作業用ダンプトラック 規格書

道 路 交 通 部

道 路 安 全 課

目 次

第 1 総 則

第 2 製品規格

第 3 完成検査

第 4 保 証

第 5 そ の 他

第1 総 則

- 1 この規格書は、道路安全課で道路維持補修作業に使用する車両の購入について必要事項を定めることを目的とする。
- 2 納入する製品については、傷、汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。
- 3 納入に際しては、発注者の検査を受けるものとする。
- 4 製造会社による不都合個所が発生した場合は、無償で取替え又は修繕するものとする。

第2 製品規格

1 緒 元	
年 式	2021年式以降
使 用 燃 料	軽油
動 力	ディーゼルエンジン
車 体 形 状	ダブルキャブ ダンプ
トランスミッション	オートマティック
乗 車 定 員	6 人
駆 動 方 式	2輪駆動
最大積載量	1,700 kg ~ 2,000 kg
車 両 寸 法	全長 4,700 mm以下 全幅 1,700 mm以下 全高 2,000 mm以下
最小回転半径	4.8m以下
エンジンスペック	総排気量 2,900cc以上 最大出力 85kw以上
床面地上高	900 mm以下
荷台材質	スチール
荷台内寸法	長さ 2,200 mm以下 幅 1,700 mm以下 高さ 320 mm以上

2 内 装

- (1) キャビン内にエアコンを装備していること。
- (2) パワーステアリングを装備していること。
- (3) パワーウィンドウを装備していること。(運転席及び助手席)
- (4) 助手席側サイドミラーは運転席から電動で格納できること。
- (5) アシストグリップがあること。(運転席及び助手席に各1個以上)
- (6) 座席のシート生地(ヘッドレストを含む)は、ビニール製とする。
(メーカーオプションのビニール製シートカバーの装備でも可とする)
- (7) サイドバイザーを前後ウィンドウに設置すること。
- (8) AM/FMラジオを設置すること。
- (9) 運転席および助手席にサンバイザーを設置すること。
- (10) ゴム製フロアマットを前後に備えること。

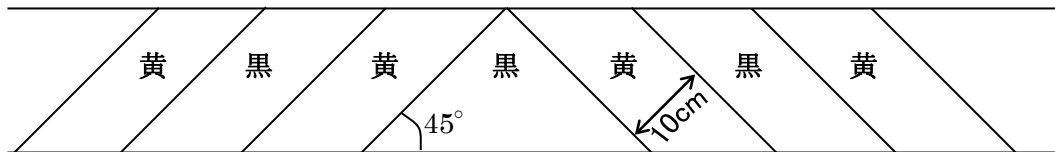
3 外 装

- (1) 牽引用のフックを前後に取り付けること。
- (2) ロープフックを左右3箇所ずつ以上取り付けること。
- (3) 助手席側外部に補助ミラーを設置すること。

4 塗 装

- (1) 車両の色はブルーとする。(キャビン及び荷台部分)
- (2) 後部

次のように黒と黄色のゼブラ模様塗装すること。幅10センチ、角度45度で施すこと。



5 その他装備

- (1) 鍵付きの燃料タンクキャップを装備すること。(軽油タンクのみ)
- (2) 燃料タンクに燃料の種類を表示すること。
- (3) 車輪止め(合成樹脂製2個)を取り付けすること。なお、走行中に落下しないようバンド等で確実に固定出来ること。
- (4) バックブザーを取り付けること。
- (5) 衝突被害軽減ブレーキ装置を装備していること。
- (6) 車両前後が確認できるドライブレコーダーを取り付けること。
- (7) 市川版図柄入り(カラー)ナンバープレートを設置すること。

第3 完成検査

- 1 完成検査は、架装、付属装備品等がすべて用意された時点に実施するものとする。
- 2 検査には、受注者側の担当者が立会わなければならない。
- 3 検査項目は下記のとおりとする。
 - (1) 規格に対する検査
 - (2) 付属装備品等の検査
- 4 検査データについては、発注者の認める範囲において社内データをもって代えることがある。
- 5 検査の結果、不合格と発注者の認めた個所については、直ちに修復のうえ検査に合格するまで、再検査を受けること。
- 6 中間検査は実施しない。

第4 保証

保証期間はメーカーの保証する期間とし、定められていない場合は1年間とすること。

第5 その他

- 1 規格書で指定した装備品等における、特に指示がなくても使用に必要な付属品等は、全て付けて納品すること。
- 2 規格書にない部分で、純正仕様として取付けてあるものについては、全て取付けること。
- 3 納入する車輛については第2 製品規格に示す諸元と同等以上のものとし、納入期限までに納入可能な車輛とすること。
- 4 受注者は、納入する車輛の登録に係る一切の手続きを行うものとする。
- 5 受注者は、事前に担当者と詳細な打ち合わせを行うこと。
- 6 本規格書に記載のない事項及び変更が生じた場合は、双方で協議し決定すること。
- 7 納入時に車輛の操作方法、保証内容、装備品等の説明を十分に行うこと。
- 8 車両の登録に係る費用及び検査に係る費用は受注者の負担とする。
- 9 搬入・運搬・設置に係る費用を含めること。
- 10 納入日時は、事前に担当者と協議すること。
- 11 試運転を行い正常に作動するか確認すること。